

厚木市水源の森整備計画策定方針

1 計画策定の趣旨

本計画は、市内森林の多面的機能※₁ が将来にわたり継続的に発揮していくために、策定するものです。

背景として、法定計画である厚木市森林整備計画を補完する森林再生・整備の指針として策定された「元気な森づくり整備計画」の計画期間の満了や、令和9（2027）年度からの新たな県の水源環境保全・再生施策がスタートします。

これらを踏まえ、これまで進めてきた市内森林の整備状況等を踏まえ、新たな水源施策等に沿った森林整備の方向性や、社会的背景、環境保全の側面から求められる森林の在り方を整理し、ここで新たな計画として策定するものです。

（※1 森林の多面的機能とは

森林の有する機能で、国土の保全、水源涵養、地球温暖化の防止及び生物多様性保全を意味する。）

2 基本的事項

（1）計画策定についての基本的な考え方

策定に当たっては、水源施策等で進めてきた市内森林の現状を踏まえ、現計画の成果と課題を検証し、将来目指すべき森林の在り方を示します。

また、その将来像を実現するための具体的な森林整備・保全の手法と、実施すべき区域等を整理し、森林の水源再生施策等推進するほか、森林の利用・活用についても、市民、企業との関りや、木材等の利活用などの取組も進める計画とします。

（2）計画の期間

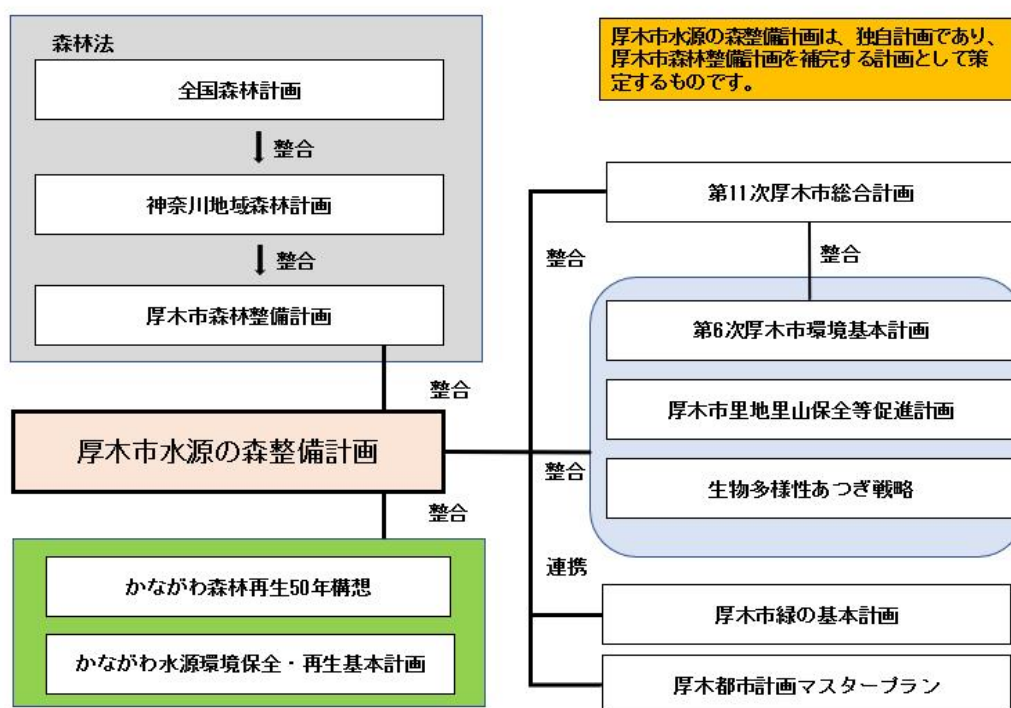
本計画は、本市の森林施業等に係る指針で、法定計画である厚木市森林整備計画と合わせて、5年ごとに見直し、令和9（2027）年度から令和18（2036）年度の10年を一期とした計画とします。

(3) 計画の位置付け

本計画は、独自計画であり、厚木市森林整備計画を補完する計画として策定をするものですが、上位計画である「第11次厚木市総合計画」や同時期に策定の「第6次厚木市環境基本計画」、関連計画である「厚木市里地里山保全等促進計画」等との整合を図りながら推進していきます。

また、森林部門では、森林法に基づく「神奈川地域森林計画」、「厚木市森林整備計画」のほか、県の計画である「かながわ森林再生50年構想」、「かながわ水源環境保全・再生基本計画」と整合を図ります。

【イメージ図】



3 現状と課題

(1) 森林整備について

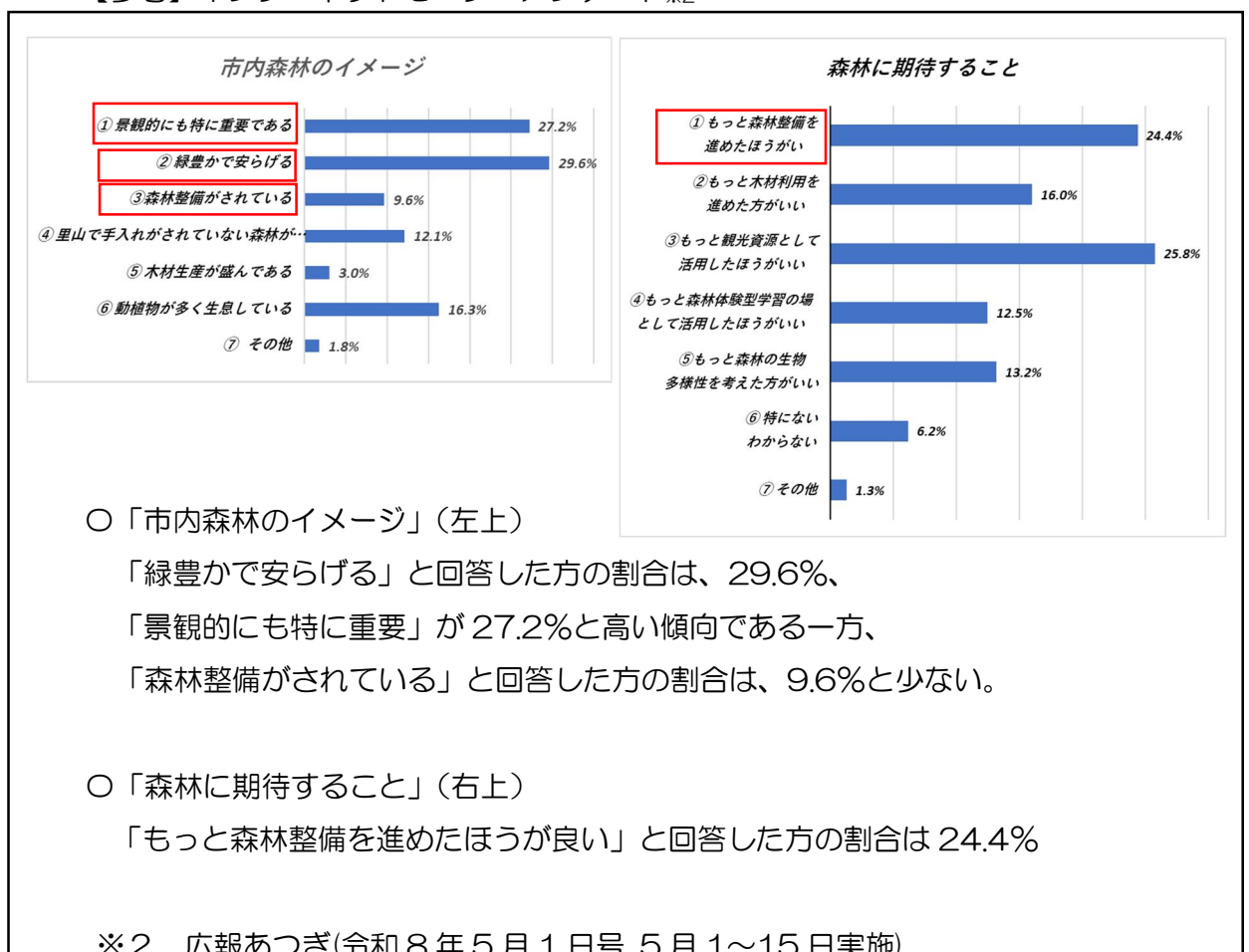
本市森林では、これまで、県の水源施策を中心とした民有林の整備が進められてきました。

その多くは、中央山間部において、人工林を中心に県の補助や公的管理により整備が進められてきましたが、新たな県の水源施策では、公的管理されてきた森林が所有者に返還され、その後は、多主体による継続的管理の仕組みを構築する方針が示されました。

また、広葉樹を中心とした二次林の多い里山については、手入れ不足による藪化や竹林化、倒木などの危険木のほか、人里への鳥獣の出没や、鳥獣による農業被害などの影響も顕在化しています。

そのため、これまで整備してきた森林を適切に維持・更新し、その機能を将来にわたり持続的に発揮していくことや、手入れ不足で荒廃が進行する里山を中心とした森林の再生も、重要課題となっています。

【参考】インターネットモニターアンケート※2



(2) 環境を視点とした森林について

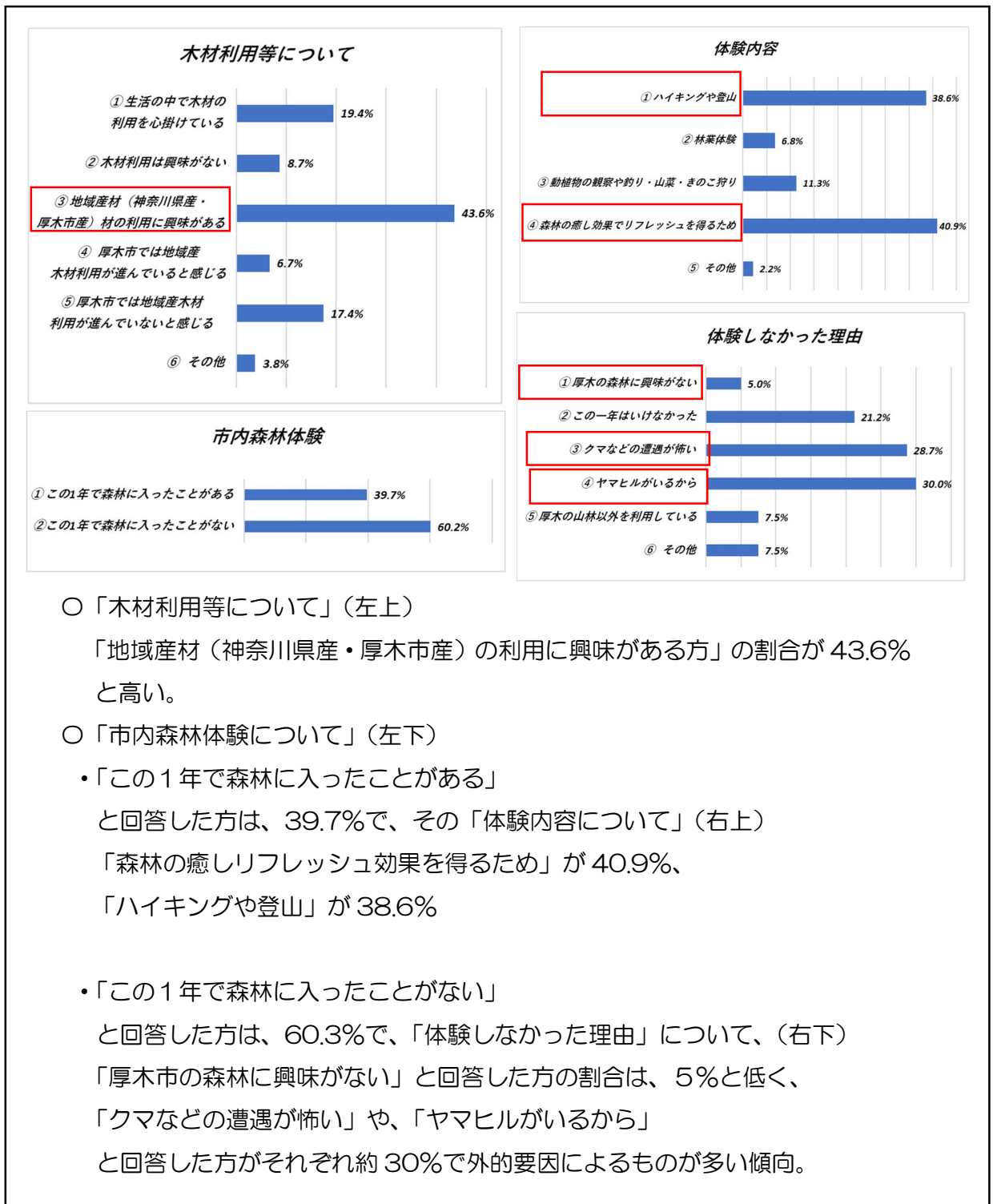
森林の多面的機能発揮については、これまで進めてきた水源施策のほか、二酸化炭素の吸収や固定など、森林資源の適切な循環と脱炭素社会の実現に向けた取組が期待される一方で、異常気象による山地崩壊リスクの増大や、さらには、人工林を中心とした山林の生物多様性への影響などの課題もあります。

(3) 森林の接点づくりについて

市域面積の約1/3が森林である本市では、市内森林から伐りだされた市産材を活用し、市民の皆様が本市の豊かな自然を実感し、森林環境意識の醸成機会として、木材を身近に触れる機会の創出に向けた取組を進めてきましたが、市民等への木材利用に向けては、木材流通等を含めた県産材を含めた市産材の利用しやすい環境を整えていく必要があります。

また、林業事業者との市民参加型の森林づくり体験教室なども行っていますが、森林をフィールドとした、森林ボランティアの方々との交流のほか、市内外を問わず、多くの方に木育及び森林環境教育等の機会を広げていく必要もあります。

【参考】インターネットモニターアンケート



4 策定に当たって考慮すべき視点

計画対象森林は、原則、法定計画で県の地域森林計画で定められた、計画的に整備・保全すべき区域（私有林（市有林含む））2428haとし、これまでの整備の状況や課題、新たな県の水源施策等踏まえ、中山間地域を中心とした水源涵養機能保全としての環境林や、木材の生産機能の維持増進を図る循環林、里山地域における身近な里山林として森林を区分し、整備・保全の手法と取り組むべき森林区域を抽出します。

また、継続的な森林の保全や、森林の利用・活用の視点から、重点施策に位置づけた取組については、計画の達成目標や指標を示し、進行管理を行います。

（１） 森林の将来像を見据えた再生と更新の森づくり

ア 森林所有者の意向や森林の現況、これまでの施業履歴を踏まえながら、継続的に管理できる森林の在り方を重視した取組を進めます。

【重点施策】

【例】

県からの返還林や高齢化する人工林の管理や、地域の実情を踏まえた森林経営管理制度の運用など。

イ 木材の生産機能及び二酸化炭素吸収機能が将来にわたり適切に発揮されるよう、将来の姿を見据えた「再生・更新・転換」を計画的に進める森づくりを目指します。

【重点施策（木材利用促進）】

【例】

木材利用の拡大や、伐採後の再造林を含む計画的な伐採・搬出の促進など。

ウ 将来像を見据えた森林管理の実現に向けて、財源として県の水源環境保全施策などの県の補助事業を積極的に活用するほか、必要な施策については、森林環境譲与税を活用した手法も検討します。

(2) 暮らし・安全・利用と一体となった森づくり

- ア 市街地や集落周辺に近接する里山林について、レクリエーションの場としてだけでなく、市民の暮らしの安全、地域景観、生態系の維持を支える森林を進めます。【重点施策】

【例】

里山景観の維持・回復に向けた竹林整備及び里山集落周辺の危険木並びに鳥獣害の抑制を目的とした緩衝帯整備。

また、ハイキングコース等の利用の安全性に向けた整備など。

- イ 市民や企業等多様な主体との協働による森林整備を推進します。

【重点施策】

【例】

里山整備活動に取り組む市民団体等を継続的な森林管理の担い手として支援する仕組み（里地里山保全等促進計画と整合）や、企業のCSR活動等参加に向けた取組など。

(3) 環境変化に対応できる森づくり

- ア 気候変動等の環境変化においても、森林の有する多面的機能が、持続的に発揮される森づくりを目指します。

【例】

水源涵養機能の維持・向上を図る施策や、OECM^{※3}の指定地など生物多様性保全のための森林整備や、再造林における無花粉杉等の活用など。

※3 OECMとは。

保護地域以外の地域において、生態系の機能やサービスなどの価値を備えた上で生物多様性の保全に長期的に貢献できる方法で管理されている地域。

- イ 災害の未然防止や被災後の迅速な対応等復旧を見据えた森林管理を目指します。

【例】

良好な林床に向けた徐間伐や、災害時・災害後における倒木、流木、小規模崩壊等への対応など。

(4) 森林環境教育等の推進

ア 森林をフィールドとした、木育及び森林環境教育等の機会を推進します。【重点施策】

イ 木材を利用した木育を推進します。【重点施策】

【例】

厚木市産材による、出生祝い品としての積み木や、児童学習机の天板交換など。

5 策定体制

(1) 厚木市環境審議会（附属機関）

公募による市民、住民自治組織の代表者、学識経験者及び関係行政機関の職員により構成し、（仮称）あつめ木の森整備計画策定について、市長の諮問に応じて調査及び審議し、答申します。

(2) 市民参加手続

計画策定に当たっては、市民参加条例に基づく交換会やパブリックコメントなどの手法による市民参加の機会を設け、市民の皆様の意見を伺います。

6 進行管理

PDCAサイクルに基づき、本計画に位置付ける施策の進捗及び課題整理等の進行管理を厚木市環境審議会において継続的に行い、実施結果の状況に応じて見直しを行うなど、計画の実効性を確保します。

7 策定スケジュール

計画策定に当たって、次のスケジュールのとおり、計画的に取り組を進めます。

	令和8年度										
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
策定状況		● 策定方針				● 計画案					● 策定
市民参加			● 意見交換会	● 環境審議会				● パブリックコメント			